号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律における主務大臣を定め

る政令

内閣は、 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (平成十五年法律第

号)第三十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

1 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(以下「法」という。)第

章における主務大臣は、 財務大臣、 文部科学大臣、 厚生労働大臣、 農林水産大臣、 経済産業大臣及び環

境大臣とする。

2 法第二章から第四章(第三十六条を除く。 )までにおける主務大臣は、 当該遺伝子組換え生物等の性状

その使用等の内容等を勘案して財務省令・文部科学省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令

環境省令で定める区分に応じ、 財務大臣、 文部科学大臣、 厚生労働大臣、 農林水産大臣、 経済産業大臣

又は環境大臣とする。

附 則

理

由

要があるからである。

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律における主務大臣を定める必